

## 実施設計業務委託特記仕様書

### I 業務概要

1. 業務名称 銅山観光整備事業  
(仮称)ステーション改修工事实施設計業務委託
2. 適用 本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項のうち「・」の付いたものについては、「◎」印が付いたものを適用する。

### 3. 設計条件

- (1) 施設名称 通過駅
- (2) 敷地の場所 日光市足尾町通洞9番2号、他
- (3) 設計内容 トロッコ乗車駅変更に伴う当該施設の改修工事实施設計
- (4) 敷地の条件

ア 敷地の面積 約 5766 m<sup>2</sup> (但し、変更の可能性あり)

イ 用途地域及び地区の指定

(ア) 用途地域 無し (都市計画区域外)

(イ) 防火地域 無し

(ウ) その他の地区等 無し (河川区域近接)

### (5) 施設の条件

#### 【既存建物】

- 建物名称 : 通過駅
- 主要用途 : 駅 (銅山観光内を運行するトロッキの乗車場)
- 建築物の類型 : 第四号 業務施設
- 建築物の用途等 : 第1類 標準的なもの  
(建築物の類型及び建築物の用途は令和6年国土交通省告示第8号による)
- 構造・規模 : (イ) 構造 鉄骨造  
(ロ) 階数 平屋建て  
(ハ) 延べ面積 427.53 m<sup>2</sup>  
うち ステーション 162.48 m<sup>2</sup>  
プラットフォーム 265.05 m<sup>2</sup>

#### 【計画建物】

- 建物名称 : (仮称)ステーション
- 主要用途 : 駅舎 (銅山観光内を運行するトロッキの駅舎)
- 建築物の類型 : 第四号 業務施設
- 建築物の用途等 : 第1類 標準的なもの
- 構造・規模 : (イ) 構造 S造 (鉄骨造)  
(ロ) 階数 平屋建て  
(ハ) 延べ面積 427.53 m<sup>2</sup>  
うち ステーション 162.48 m<sup>2</sup>  
プラットフォーム 265.05 m<sup>2</sup>

### ●必要室、必要面積 [参考 既存改修対象施設の面積]

#### ◎駅舎

事務室、適宜 [30 m<sup>2</sup>]

物品倉庫、適宜 [12.4 m<sup>2</sup>]

※事務室内に湯沸かし室、事務倉庫を設ける

|                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| 待合室             | 、適宜 [46.3 m <sup>2</sup> ]   |
| ※待合室に展示スペースを設ける |                              |
| 打合せスペース         | 、適宜 [無し]                     |
| 更衣室①            | 、適宜 [無し]                     |
| 更衣室②            | 、適宜 [無し]                     |
| 男子トイレ (小×3、大×1) | 、適宜 [8.7 m <sup>2</sup> ]    |
| 女子トイレ (大×3)     | 、適宜 [9.9 m <sup>2</sup> ]    |
| 多目的トイレ          | 、適宜 [無し]                     |
| 収納・廊下           | 、適宜 [47.2 m <sup>2</sup> ]   |
| プラットホーム         | 、適宜 [265.05 m <sup>2</sup> ] |

●主な改修内容

◎駅舎

- 間取り、仕上げ等改修、プラットホーム鉄骨現し部塗装改修
- 照明器具更新 (必要照度を満たす LED 照明に更新、必要に応じ器具を適切に選定すること)
- 空調機器更新 (エアコン及び換気扇)
- 浄化槽改修  
(既存浄化槽が単独浄化槽のため、更新の有無含めて検討)
- 電気系統 (既存電気設備の状態を確認すること。)
- 法令適合改修 (建築基準法、消防法、他)

◎付帯工事

- 外構工事  
(アスファルト舗装改修、手摺等、区画線、雨水排水、バリアフリー関連工事、他)
- 非常用発電機設備更新工事

(6) 設計の条件

ア 履行期間

【分割発注 (工種別)】

※ 令和 8 年度に建築改修工事を発注し年度末までに完成させる、施設は営業しながらの改修となるため、スケジュール調整が求められる。また、令和 9 年 4 月 1 日から改修後の駅舎の使用を予定しており、準備期間を考慮すると令和 8 年中の工事完成が求められる。

ただし、外構工事と非常用発電設備の更新については、令和 9 年度の閑散期 (令和 9 年 12 月から令和 10 年 3 月まで) に部分休業して行う計画であるため、それぞれ外構工事、非常用発電機設備更新工事として別に発注を行う。

- ① (仮称) ステーション改修工事実施設計業務委託 (建築工事)  
令和 8 年 3 月 10 日まで
- ② (仮称) ステーション改修工事実施設計業務委託 (外構工事)  
令和 8 年 3 月 10 日まで
- ③ (仮称) ステーション改修工事実施設計業務委託 (非常用発電機設備)  
令和 8 年 3 月 10 日まで

#### イ 概算委託対象工事費

|                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (仮称) ステーション改修工事 (建築工事)     | 72,000 千円          |
| (仮称) ステーション改修工事 (外構工事)     | 30,000 千円          |
| (仮称) ステーション改修工事 (非常用発電機設備) | 20,000 千円          |
| 合計                         | 122,000 千円 (消費税込み) |

ウ 木材は可能な限り日光市産材を使用すること。

エ 地域性、経済性、維持管理を考慮した設計とすること。

#### (7) 改修工事の条件

##### ア 工事期間 (予定工期)

##### 【分割発注 (工種別)】

- ① (仮称) ステーション改修工事 (建築工事)  
令和 8 年 9 月から令和 9 年 3 月
- ② (仮称) ステーション改修工事 (外構工事)  
令和 9 年 12 月から令和 10 年 3 月
- ③ (仮称) ステーション改修工事 (非常用発電機設備)  
令和 9 年 12 月から令和 10 年 3 月

##### イ 想定建設工期 合計 360 日程度

上記分割発注工事ごとに設計書及び概略工程表を作成すること

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」(栃木県県土整備部建築営繕課制定)による。

また、建築士法第 24 条の 7 に基づく重要事項の説明について標準様式に記載の上、発注者に説明を行うこと。

なお、再委託にあたっては、共通仕様書により業務委託の再委託承諾書 (様式 2-2) を提出すること。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

##### ◎実施設計

- ◎建築 (総合) 実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ◎建築 (構造) 実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ◎電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
- ◎機械設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)

#### (2) 追加業務の内容及び範囲

##### ◎建築積算業務

(積算数量算出書 (積算数量調書を含む) の作成、複合単価 (代価表・別紙明細・見積検討を含む) 等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成)

##### ◎電気設備積算業務

（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成）

○機械設備積算業務

（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、複合単価（代価表・別紙明細を含む）等の作成、見積の徴集及び見積一覧表の作成）

○関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務

- ・エネルギー消費性能関係計算書の作成及び申請手続き業務（各種行政手数料は含む）
- ・アスベスト含有分析調査業務（定性分析）

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

ア 設計に当たっては、工事現場の生産性の向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。

イ 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ウ 日光市の指示に従い業務に必要な現地調査を実施し、必要な設計図書を作成する。

エ 設計に当たっては、意匠・構造・設備の設計担当者は十分な協議を行い相互に理解確認すると共に、日光市とも十分な打合せを行うこと。

オ 平面計画は、構造計画書（様式7）及び法令等調査表（様式8）と共に速やかに提出して承認を受けるものとする。

カ 実施設計を完了したときは、工事ごとに図面を整理統合し、監督職員の受け入れ照査を受けるものとする。また、「日光市発注設計業務委託成果品提出時の注意事項」に基づき設計図書を整理統合し提出するものとする。

キ 積算数量調書の作成は、「営繕積算システムR I B C 2」の内訳書作成システムにより行う。

ク 工事費概算書の作成にあたり、使用する単価、数量について、監督職員と協議を行うこと。

ケ 成果物は次により電子納品とする。

(ア) 適用基準類「電子納品運用に関するガイドライン第11版」

(イ) 書面における署名及び捺印の取り扱い ※監督職員との協議による

(ウ) 提出された CAD データは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用するなど、業務委託契約書第7条の規定の範囲内で利用する。

## (2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。

なお、年版の表示のないものについては、最新版を適用する。

### ア 共通

- A 建築工事積算要領（栃木県）
- B 建築工事積算基準（栃木県）
- C 建築工事積算要領等の資料（栃木県）
- D 栃木県県有建築物長寿命化設計基準
- E 日光市電子納品運用に関するガイドライン
- F 建築設計業務等電子納品要領
- G 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- H 栃木県公共事業景観形成指針
- I 官庁施設の基本的性能基準
- J 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- K 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- L 官庁施設の環境保全性基準
- M 建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針
- N 建築物解体工事共通仕様書

### イ 建築

#### (ア) 共通

- A 建築工事設計図書作成基準
- B 敷地調査共通仕様書
- C 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- D 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- E 公共建築木造工事標準仕様書
- F 建築設計基準
- G 建築構造設計基準
- H 建築工事標準詳細図
- I 擁壁設計標準図
- J 構内舗装・排水設計基準
- K 標準案内用図記号ガイドライン（一般案内用図記号検討委員会策定）

#### (イ) 建築積算

- A 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- B 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- C 公共建築数量積算基準

D 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

ウ 設備

(7) 設備（共通）

- A 建築設備計画基準
- B 建築設備設計基準
- C 建築設備工事設計図書作成基準
- D 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- E 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- F 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- G 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- H 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- I 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- J 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- K 建築設備耐震設計・施工指針
- L 建築設備設計計算書作成の手引

(4) 設備積算

- A 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- B 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- C 公共建築設備数量積算基準
- D 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）
- E 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）

(3) 提出書類

業務実績情報の登録の要否は、下記による。

○要（予定価格が 100 万円を超える業務に適用）

受注者は、業務完了 10 日以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の確認を受ける。登録完了後、「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出する。

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合は当該法人に属する者を配置しなければならない。

○建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士又は同条第 3 項による二級建築士
- ・建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）による建築設備士又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士又は同条第 3 項による二級建築士

(6) 照査技術者

照査技術者の要否は、下記による。

・ 要

○不要

照査技術者の資格要件は次による。

・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士

・ 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）による建築設備士又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条 2 項による一級建築士又は同条第 3 項による二級建築士

(7) 貸与品等

○参考設計図書

・ 敷地調査報告書

・ 共通原図類（電子媒体）

・ R I B C 2 用ファイル（電子媒体）

○既存図面（○紙 ・ C A D データ）

(8) 建設副産物対策

・ リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(9) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

ア 業務着手時

イ 実施設計着手前

ウ 積算着手前

エ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(10) ウイルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルスチェックソフトによるウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

### 3. 成果物及び提出部数等

#### (1) 実施設計

ア 建築実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1－2 による。

(表 1－2)

| 種 別                           |                             | 部 数                  | 備 考    |
|-------------------------------|-----------------------------|----------------------|--------|
| ○設計図（意匠・構造・仮設計画）              |                             | 2 部<br>(A1/A2 各 1 部) | 二つ折り製本 |
| ・ 構造計画書                       |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・                             |                             | 2 部（A 3）             |        |
| ・ 構造計算書                       |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・                             |                             | 2 部（A 3）             |        |
| ○工事費概算書                       |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○設計説明書                        |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○打合せ書                         |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○コスト縮減検討報告書                   |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・ リサイクル計画書                    |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○木材使用状況報告書                    |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・ 緑化面積等報告書                    |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・ 計画通知関係図書                    |                             | 1 部※(A )             |        |
| ・耐震改修補強工事における「補強計画概要書」        |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○現地調査報告書                      |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○法令等調査表                       |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○概略工事工程表                      |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ○各種法令に関する申請図書                 |                             | 1 部※(A 4)            |        |
| ・ 透視図                         |                             |                      |        |
| ・ 模型                          |                             |                      |        |
| ・ 地質調査結果報告書                   |                             |                      |        |
| ・ 地質調査資料<br>(登録地盤情報を含む地質調査結果) |                             | P D F 形式 1 式提出       |        |
| ・ 地盤情報データベース登録証               |                             | P D F 形式 1 式提出       |        |
| ○アスベスト含有分析調査報告書               |                             | 1 部（A 4）             |        |
| ・ B E L S に関する申請図書            |                             | 1 部※（A ）             |        |
| ・                             |                             |                      |        |
| ・                             |                             |                      |        |
| 電子納品                          | 電子媒体（C D－R）を 2 セット提出        |                      |        |
| 設計図電子データ                      | P D F データ及び C A D データ 1 式提出 |                      |        |

※ 部数は各行政庁・評価機関等の指示による。

イ 設備実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1－3 による。

(表 1－3)

| 種 別           |                             | 部 数                  | 備 考    |
|---------------|-----------------------------|----------------------|--------|
| ⊙電気設備設計図      |                             | 2 部<br>(A1/A2 各 1 部) | 二つ折り製本 |
| ⊙機械設備設計図      |                             | 2 部<br>(A1/A2 各 1 部) | 二つ折り製本 |
| ・電気設備計算書      |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ・機械設備計算書      |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ⊙工事費概算書       |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ⊙打合せ書         |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ⊙コスト縮減検討報告書   |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ・リサイクル計画書     |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ・計画通知関係図書     |                             | 1 部※1(A )            |        |
| ⊙現地調査報告書      |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ⊙概略工事工程表※2    |                             | 1 部 (A 4)            |        |
| ⊙各種法令に関する申請図書 |                             | 1 部※1(A 4)           |        |
| ・電波障害対策資料     |                             | 4 部 (A )             |        |
| ・             |                             |                      |        |
| ・             |                             |                      |        |
| ・             |                             |                      |        |
| ・             |                             |                      |        |
| ・             |                             |                      |        |
| ・             |                             |                      |        |
| 電子納品          | 電子媒体 (C D－R) を 2 セット提出      |                      |        |
| 設計図電子データ      | P D F データ及び C A D データ 1 式提出 |                      |        |

※ 1 部数は各行政庁の指示による。

※ 2 新築工事については、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮した概成工期を記載すること。

ウ 積算業務の成果物の体裁・提出部数等は、表１－４による。

(表１－４)

| 種 別                       | 部 数                        | 備 考 |
|---------------------------|----------------------------|-----|
| (建 築)                     |                            |     |
| ⊙積算数量調書                   | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙積算数量算出書                  | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編)   | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙複合単価等作成資料                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙見積書、見積一覧表                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙打合せ書                     | 1 部 (A 4)                  |     |
| ・                         |                            |     |
| ・                         |                            |     |
| (電気設備)                    |                            |     |
| ⊙積算数量調書                   | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙積算数量算出書                  | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙営繕工事積算チェックマニュアル(電気設備工事編) | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙複合単価作成等資料                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙見積書、見積一覧表                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙打合せ書                     | 1 部 (A 4)                  |     |
| ・                         |                            |     |
| ・                         |                            |     |
| (機械設備)                    |                            |     |
| ⊙積算数量調書                   | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙積算数量算出書                  | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙営繕工事積算チェックマニュアル(機械設備工事編) | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙複合単価作成等資料                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙見積書、見積一覧表                | 1 部 (A 4)                  |     |
| ⊙打合せ書                     | 1 部 (A 4)                  |     |
| ・                         |                            |     |
| ・                         |                            |     |
| 設計図電子データ                  | P D F データ及びC A D データ 1 式提出 |     |

### Ⅲ 設計図作成要領

#### 1. 図面リスト・記載内容

##### (1) 実施設計

実施設計における図面の記載内容は、表 3-1、表 3-2 及び表 3-3 による。

(表 3-1)

| 成 果 物             |                      | 縮 尺         | 摘 要       |
|-------------------|----------------------|-------------|-----------|
| 建築<br>〔総合(構造を含む)〕 | ◎表紙及び図面目録 × 1 枚      |             | ※委託料算定未計上 |
|                   | ◎特記仕様書 × 6 枚         |             | ※委託料算定未計上 |
|                   | 【駅舎】                 |             |           |
|                   | ◎敷地案内図、配置図(既存) × 1 枚 | 1/300・1/100 | ※複雑度 簡易   |
|                   | ◎配置図(改修) × 1 枚       | 1/100       |           |
|                   | ◎仕上表(改修) × 1 枚       |             |           |
|                   | ◎平面図・天井伏図(既存) × 2 枚  | 1/100       | ※複雑度 簡易   |
|                   | ◎平面図・天井伏図(改修) × 2 枚  | 1/100       |           |
|                   | ◎立面図・断面図(改修) × 2 枚   | 1/100       |           |
|                   | ◎建具キープラン(改修) × 1 枚   | 1/100       |           |
|                   | ◎建具表(改修) × 1 枚       | 1/50        |           |
|                   | ◎外構図(改修) × 1 枚       | 1/100       |           |
|                   | ◎矩計図(改修) × 1 枚       | 1/50        |           |
|                   | ◎展開図(改修) × 2 枚       | 1/50        |           |
|                   | ◎部分詳細図(改修) × 2 枚     | 1/30 程度     |           |
|                   | ◎仮設計画図 × 1 枚         |             |           |

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。

(表 3 - 2)

| 成 果 物            |                      | 縮 尺      | 摘 要       |
|------------------|----------------------|----------|-----------|
| 電<br>気<br>設<br>備 | ○表紙及び図面目録 × 1 枚      |          | ※委託料算定未計上 |
|                  | ○特記仕様書 × 3 枚         |          | ※委託料算定未計上 |
|                  | 【駅舎】                 |          |           |
|                  | ○配置図、構内線路図(既存) × 1 枚 | 1/300 程度 | ※複雑度 簡易   |
|                  | ○配置図、構内線路図(改修) × 1 枚 | 1/300 程度 |           |
|                  | ○電気設備図(改修) × 3 枚     | 1/100    |           |
|                  | ○非常用発電機設備図(改修) × 1 枚 | 1/100    |           |

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。

(表 3 - 3)

| 成 果 物            |                       | 縮 尺   | 摘 要       |
|------------------|-----------------------|-------|-----------|
| 機<br>械<br>設<br>備 | ○表紙及び図面目録 × 1 枚       |       | ※委託料算定未計上 |
|                  | ○特記仕様書 × 3 枚          |       | ※委託料算定未計上 |
|                  | 【駅舎】                  |       |           |
|                  | ○配置図(既存) × 1 枚        | 1/100 | ※複雑度 簡易   |
|                  | ○配置図(改修) × 1 枚        | 1/100 |           |
|                  | ○給排水衛生設備図(改修) × 2 枚   | 1/100 |           |
|                  | ○換気・空調設備平面図(改修) × 1 枚 | 1/100 |           |
|                  | ○浄化槽設備図(改修) × 1 枚     |       |           |

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 担当者の指示により給排水衛生設備部門、空気調和・暖房・換気・排煙部門、昇降機部門に分け部門ごとに構成する。